

令和3年2月3日
(下線部分が変更箇所)

学生・児童生徒等の皆様
教職員の皆様
学外者の皆様

奈良教育大学緊急事態等対策本部長
加藤久雄

新型コロナウイルス感染症への本学の対応について（第8報）

本学は現在、「[緊急事態宣言解除後の本学の対応について（第7報）](#)」（1月14日付け）の対応を取っていますが、[緊急事態宣言再発令の延長・解除を踏まえ](#)、コロナと向き合う中での大学活動の正常化を図るため、**2月3日以降の対応は下記のとおり**としますので、お知らせします。

なお、本対応は、今後の状況によっては変更する可能性があります。

記

1 学生・児童生徒等

➤ 学部生・大学院生

授業（講義、実験・実技）、ゼミ、個別指導（卒論・修論等を含む）、卒論・修論等発表会、自習、附属学校園での教育実習等、図書館等の利用、課外活動（許可を得たもの）に限り、入構を可能とする（学生証の提示は不要）。

入構の際には、「[新型コロナウイルス感染症に対する学生ならびに教職員の行動指針](#)」及び「[新型コロナウイルス感染症\(COVID-19\)対応マニュアル（第10報）](#)」を遵守の上（3密回避、マスク着用、手指消毒、[健康チェックシート・行動記録票](#)の記入、COCOAの登録等）、感染防止に最大限留意することとし、不要な入構は控える。

➤ 附属学校園の児童生徒等

学校園の活動に合わせて入構を可能とする。

2 大学教員・附属学校園教員

➤ 大学教員

教育・研究上、または業務上支障がない場合に限り、在宅勤務を可能とする。公共交通機関の利用者は時差出勤を推奨する。

➤ 附属学校教員

通常勤務とする。

3 役員・職員

通常勤務とするが、業務上支障がない場合に限り、在宅勤務を可能とする。公共交通機関の利用者は時差出勤を推奨する。

執務室は密集を避ける勤務環境とする。

4 業者等の学外者

以下の①及び②の方で、必要最小限の用務を目的とした入構のみ認める。ただし、滞在は最短時間とし、図書館等の学内施設の利用は当面不可とする。

① 本学への来訪予約がある方、宅配業者、郵便配達者、新聞配達者、納入・納品者、工事従事者、清掃業務者、ゴミ収集業者など、本学の業務及び本学関連業務に携わる方 → 守衛室で「臨時入構許可申請書」に必要事項を記入

② 同窓会、後援会、附属学校園の児童生徒の保護者

5 その他

(1) 教育研究活動

令和2年5月15日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課通知「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等における教育研究活動の実施に際しての留意事項等について（周知）」に即して実施する。

(2) 出張

【国内】 感染予防対策を徹底し、感染の可能性のある場所や3密のある場所への訪問は避けた上で可能とする。ただし、**緊急事態宣言延長地域（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、大阪府、京都府、兵庫県、福岡県）への出張は、3月7日まで自粛する。なお、宣言解除の栃木県への出張自粛は2月7日までとする。**

【外国】 外務省の感染症危険情報の国・地域のうち、レベル3（渡航中止勧告）・レベル2（不要不急の渡航中止）は渡航不可とする。

(3) 学内会議

対面式の会議を行うことができる。ただし、3密を避けるため、マスクを着用

し、人との間隔を1 m以上空け、会場の収容人数の半数以下とすることに留意する。なお、可能な限りメール会議やオンライン会議を推奨する。

(4)施設の外部貸付

当面の間、予約は見合わせる。

→ [「本学施設に関する外部貸付に関する当面の見合わせについて」](#)

(5)その他

①第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会（令和2年10月23日）

[「感染リスクが高まる『5つの場面』及び『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』」](#)に留意する。

②第45回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年11月10日）

[「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」](#)に留意する。

③第46回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年11月16日）

[「職場における一層の対策強化」](#)を進める。

2 5 4

